

上越市告示第134号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第18条第1項に基づき、上越市農用地利用集積計画を定めたので、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告する。

令和6年4月10日

上越市長 中川 幹太